

令和元年第2回定例会

文教経済常任委員会会議概要

委員長 花田 明 仁

副委員長 工藤 健

1 開催日時 令和元年6月21日（金曜日）

2 開催場所 第3委員会室

3 継続審査中の請願の審査

請願第3号 青森市立西中学校改築に関する請願（その1）

請願第4号 青森市立西中学校改築に関する請願（その2）

4 審査案件

議案第103号 青森市歴史民俗展示施設条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

委員長 花田明仁
副委員長 工藤健
委員 舘山善也
委員 山本武朝
委員 中村美津緒

委員 村川みどり
委員 木下靖
委員 藤田誠
委員 丸野達夫

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

教育長 成田一二三
市民部長 坪真紀子
経済部長 木村文人
経済部理事 百田満
農林水産部長 梅田喜次
教育委員会事務局教育部長 工藤裕司
教育委員会事務局理事 佐々木淳
農業委員会事務局局長 三上正俊
浪岡事務所副所長 三浦大延
市民部次長 柿崎哲男

経済部次長 荒内隆浩
経済部次長 横内信満
経済部参事 高野光広
農林水産部次長 永澤治
農林水産部次長 佐々木秀文
農林水産部参事 鳥谷部勝男
教育委員会事務局浪岡教育事務所長 長谷川敬
教育委員会事務局参事 奥崎文昭
教育委員会事務局参事 葛西俊一
市民協働推進課長 杉山潔
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 岩間憲仁

議事調査課主査 山内克昌

○花田明仁委員長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)ただいまから、文教経済常任委員会を開会いたします。本日は、所管の報告事項の説明のため、三浦浪岡事務所副所長が本委員会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、継続審査中の請願2件について、ただいまから審査いたします。

請願第3号「青森市立西中学校改築に関する請願(その1)」及び請願第4号「青森市立西中学校改築に関する請願(その2)」の計2件については、内容に関連がありますので、一括議題といたします。なお、採決は各請願ごとに1件ずつ行います。

それでは、両請願に対する市当局の意見、対策等について説明を求めます。教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)請願第3号及び第4号「青森市立西中学校改築に関する請願」につきまして、御説明申し上げます。

両請願につきましては、平成31年第1回市議会定例会において閉会中の継続審査となったものであり、4月19日及び5月30日開催の本常任委員会での請願審査においても、引き続き継続審査となったものであります。

前回の本常任委員会においても御説明したとおり、県内の他市の状況を調査したところ、学校施設における車椅子の利用者へのバリアフリー対応として、三沢市などにおいて、可搬式の階段昇降機を導入している事例があったところであります。

このため、三沢市が導入した可搬式の階段昇降機の稼働状況を現地で確認したところ、階段部分も平たんな床面も走行は安定しており、日ごろ操作している三沢市の教職員によりますと、騒音や振動等を含めて特に支障はないとのことでありました。また、利用している児童も不安なく移動できているとのことでした。

可搬式の階段昇降機は、改築工事済みの校舎においても直ちに設置可能であり、移設も容易であります。車椅子を使用する児童・生徒の在籍状況に応じて柔軟に対応できることに加え、設置費用はエレベーターや固定式の階段昇降機と比べて低く抑えられることから、導入することは有効であると考えられるものであります。

当該児童は、西中学校に入学を予定しておりますが、現状においても各階の移動に支障があることから、可搬式階段昇降機を金沢小学校において導入する方向で検討してまいりたいと考えております。

また、導入に当たりましては、機器の選定や運用方針の策定など、検討や

調整を必要とする事項があることから、今後調整を進め、9月補正での対応を念頭に進めてまいりたいと考えております。

請願に対する考え方につきましては、ただいま御説明申し上げました調査結果及び今後の対応を踏まえまして、請願第3号につきましては、西中学校の改築に当たりエレベーターを設置することについては、可搬式階段昇降機の導入をもって対応することとし、請願第4号につきましては、当該可搬式階段昇降機の導入により、多目的トイレを容易に活用できるようにしてまいりたいと考えております。

なお、西中学校の校舎改築工事につきましては、今期市議会定例会に「契約の締結について」の議案を提出しており、本日、総務企画常任委員会において、契約事務を所管しております総務部から当該議案の説明を行っております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 結局エレベーターは設置しないということだったんですけども、市内の高校のエレベーターの設置状況は把握しているのでしょうか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 市内の高校ということでは確認しておりませんが、市内の高校において、県立高校では6校程度設置しているということを県教育委員会から確認しているところであります。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 私、きのう県教育委員会に行って確認してきたら、市内の県立高校17校でエレベーターを設置しているそうです。しかも市内でいうと、青森高等学校、東高等学校、西高等学校、青森工業高等学校、青森商業高等学校、北斗高等学校の6校が市内の高等学校でエレベーターを設置しているそうです。考え方としては、バリアフリー対応も必要だし、これから改築なり長寿命化をやる際は必ず設置するものとしてつけているというようなお話でした。この県の対応に対する市の認識をお伺いします。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 今、県の対応について村川委員のほうから御紹介がありましたけれども、青森市におきましては先ほど来御説明しておりますけれども、可搬式の昇降機を導入することによって移動が容易になるということに加えまして、近年の障害のある児童・生徒の就学先の決定におきましては、やはり、もちろん専門的な検査の結果を踏まえた対応というのは必要でありますけれども、保護者の皆様からは当該児童・生徒が居住する学校もしくは兄弟、友人とかと一緒に学校で学びたいという思いが大変強

うございまして、教育委員会といたしましては、それぞれの各学校に特別支援学級等を設置する方向で検討しております。こうしたニーズにも今回の可搬式昇降機というものはどこにも移設できますので、そうしたニーズにも対応できますので、今後教育委員会といたしましては、この可搬式の昇降機と、例えば特別支援学級でありますとか、普通学級でもそのような対応で、ニーズに応じてまいりたいと考えております。県の対応は県の対応として、承知しておきたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今後そうすれば、小・中学校の改築の際はエレベーターは設置しないということでしょうか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。現時点では先ほど申しましたとおり、可搬式の階段昇降機と特別支援学級等の対応を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 最後ですけれども、私かつて病院で理学療法士をやっている、いろんな患者さんのリハビリをやってきました。その中で、車椅子に乗っている患者さんが一番何ができるようになりたいかって、最初に言うのは一人でトイレに行けるようになりたい、それが一番最初に患者さんが希望することなんです。それはやっぱりトイレというところで一人でできるようになるということがやっぱり、生きていくためにも必要なことだし、プライバシーの問題もあるし、そういうことで多分一人でトイレに行けるようになるのが一番の目的になるんですけれども、教育委員会事務局理事は中学生という時期に、人の手をかりてトイレに行かなければならないという子どもの気持ちを考えたことはありますか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 再度の御質疑にお答えいたします。

子どもの気持ちということでのお話でありましたけれども、もちろん、それぞれ、子どもさんですので、それぞれ自我の発達もありますのでいろいろ思うところがあると考えますけれども、現在車椅子を利用されている児童・生徒、現在もこれまでもですけれども、基本的に移動や生活の部分については支援員の方もしくは学級担任のほうで必要な支援・介助等しております。車椅子を使用されている児童・生徒さんの場合には必ずトイレのタイミングで支援員の方が対応しているという現状でありまして、それは各県の状況を確認した際にもお聞きしておりますけれども、それぞれの方に支援していた

だいているという部分が多いというふうに聞いております。先般の常任委員会でも、1階の多目的トイレまでその都度つかなければいけないのではないかとの議論もありましたけれども、現状では多目的トイレではありませんけれども、それぞれのフロアにあるトイレのほうに学級担任もしくは支援員のほうで付き添って行って問題なくトイレを対応しておりますので、もちろん児童・生徒のお気持ちに寄り添う必要はあると考えておりますけれども、現在我がほうで対応している学級担任もしくは支援員と今後導入する可搬式階段昇降機のほうの対応で支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 支援員が対応していると言うけれども、小学校まではもちろんそれで介助したりするけれども、中学校くらいになれば一人で車椅子からトイレに移動してやるというのは当たり前の話で、そこに支援員をやって自由に動けるようになるというのは子どもの気持ちに寄り添っていないと私は思います。ぜひエレベーター設置の再検討をしていただきたいと要望します。

以上です。

○花田明仁委員長 ほかに発言はありますか。工藤委員。

○工藤健委員 例えば、エレベーター設置となった場合のスケジュールの変更というのは、おくれも含めてどういう感じになるのですか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 仮の話ですけれども、例えば請願が採択されて、現在提案しております工事の契約の締結についてが否決されるということになればもちろん、エレベーターの設置を検討していくということになるかと思いますが、その際のスケジュール的な御質疑かと思いますが。もちろん現在の設計内容にエレベーターの設置工事を含めた設計変更が必要になると考えておまして、そのために現時点では、例えば9月定例会のほうで設計の委託料の補正予算を計上した上で、設計変更の作業を進めていくということになりますと、年内くらいでの設計変更の作業を終了して、年が明けたくらいから契約の準備等々を進めるということをお考えですと入札、仮契約を経た上で早くても3月定例会の提案ということになるかと思いますが、そうすると工事の着工は来年度以降ということでお考えられますので、ざっくり言いますと、校舎の供用は1年程度おくれるのではないかと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 工藤委員。

○工藤健委員 1年程度おくれる可能性があるということですが、3

月の文教経済常任委員会で継続審査になりましたが、そのときに試算を出してもらい、費用がどのくらいかかるのかを出してもらおうということで継続審査になったと思っています。それが、4月の委員会でも出てこず、5月になって出ました。そういう経緯を見ると、実施設計は今回はかかっていますけれども、とても誠実だとは思えないと感じています。ただ、これからの時代、障害のある人、これは生徒・学生も、あるいは教師も働く人も含めて、環境をつくっていくことも必要ですし、防災の拠点でもあります。さらには今、青森市は学校運営協議会を進めていますので、地域の方の出入りも多いと。その中では、やはり中学校・小学校というのは、1つの地域の拠点にもなっていくわけですから、これからの学校施設のあり方というのはきちんと考えていく必要があると思うんです。1年おくれるという意味では、待ち望んでいる生徒や保護者の皆さんもいらっしゃるのです、その辺は本意ではもちろんありませんけれども、今後新設する小・中学校については、きちんと学校の統廃合も含めて、事前に精査をして進めていただきたいと要望しておきます。

○**花田明仁委員長** ほかに発言はありませんか。木下委員。

○**木下靖委員** まず、可搬式の階段昇降機というのは、操作性といいますが、操作は容易なものなのでしょうか。

○**花田明仁委員長** 教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** 操作については、お伺いした際に実際乗せていただきましたし、実際作業している方からお聞きしましたがけれども、一定程度もちろん操作の説明を受ける必要はありますけれども、比較的容易でありまして、私どもがいた際も直接動かしているシーンを見せていただきましたけれども、女性の支援員が移動させておりまして、特段問題なくおりましたので、操作性については問題ないと考えております。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** 木下委員。

○**木下靖委員** 先ほど、今いらっしゃる児童・生徒さんに対しては、担任だとか支援員の方が対応していると。そういう方が、十分にそういった操作ができるということですのでよろしいですね。

○**花田明仁委員長** 教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** 再度の御質疑にお答えします。基本的に車椅子の対応の方については、特別支援学級にいらっしゃる場合は学級担任、複数になれば支援員も導入して、万全の態勢で支援していくというふうに考えております。

以上でございます。

○**花田明仁委員長** 木下委員。

○**木下靖委員** あと、今回の件でいろいろ県内の他都市でのエレベーター設

置状況というのでも調べていただきましたし、設置しているところについては、どういった経緯で設置することになったのか、あるいはイニシャルコストとランニングコスト、どのくらいかかっているのかということも調べました。弘前市とか八戸市も小・中学校1校ないし2校、エレベーター設置されているところがあります。理想を言えば、確かに今後新設される学校全てにエレベーターが設置されればいいのでしょうけれども、なかなかそれも難しいところがあるということで、弘前市も八戸市も今後は、新たなエレベーターを設置するという考えはないということでした。じゃあ、新たに車椅子の生徒さんだとかが入学して来られる場合どうするんだろうということなんですが、八戸市は現在エレベーターが設置されている学校を勧めるという方針でした。それで、青森市教育委員会の場合は、今後もエレベーターを設置するという考え方はないということなんですけれども、1つの考え方として、全ての学校にエレベーターが設置できなくても、1校ないし2校、エレベーターを設置して、拠点校ではないですけれども、どうしてもエレベーターがある学校で生活したいという生徒さんが今後あった場合、そういった学校をお勧めするという選択肢を準備することも考えてもいいのではないかとというふうに、これは意見で申し上げておきます。

○花田明仁委員長 ほかにありませんか。なければ、質疑はこれにて終了いたします。

それでは、まず、請願第3号についてお諮りいたします。

請願第3号については、継続審査すべきとの御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 それでは、これより採決いたします。請願第3号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。請願第3号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○花田明仁委員長 起立少数であります。よって、請願第3号については、不採択にすべきものと決しました。

次に、請願第4号についてお諮りいたします。請願第4号については、継続審査すべきとの御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○花田明仁委員長 それでは、これより採決いたします。請願第4号については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**花田明仁委員長** 御異議がありますので、起立により採決いたします。請願第4号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**花田明仁委員長** 起立少数であります。よって、請願第4号については、不採択にすべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

○**花田明仁委員長** 次に、今期定例会において本委員会に付託されました議案1件について、ただいまから審査いたします。

議案第103号「青森市歴史民俗展示施設条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。本案に対する説明を当局から求めます。教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** 議案第103号「青森市歴史民俗展示施設条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本条例の改正概要をまとめた配付資料1と新旧対照表の配付資料2をごらんいただければと思います。

初めに、配付資料1のほうで御説明してまいります。

1の「提案理由」ですが、教育委員会事務局文化財課が所管するあおもり北のまほろば歴史館につきましては、令和2年3月31日をもって現在の指定管理期間が満了となりますことから、令和2年度以降の指定管理者を選定するに当たり、青森市指定管理者選定評価委員会の意見等を踏まえ、利用料金制を導入することとし、これら所要の改正を行うものであります。

次に、「施設概要」ですが、あおもり北のまほろば歴史館は、平成26年3月に無償で譲渡された旧みちのく北方漁船博物館を改修整備し、青森市を中心とした郷土の歴史や民俗を総合的に紹介する展示施設として、平成27年7月に開館いたしました。

次に、「入館料」につきましては、表記されたとおりとなっております。

次に、4番目の「利用状況及び収支の状況」であります。平成30年度の実績では、入館者は1万9149人、指定管理料は1827万1000円、入館料収入は74万7000円、収支差額はマイナス1752万4000円となっております。

次に、5の「利用料金制を導入する理由」ですが、利用料金制の導入に当たりましては、青森市指定管理者制度導入基本方針において、「施設の性格や実態等を考慮しながら制度導入について十分に検討したうえで、積極的に活用を図るものとする」とされているところであります。

当該施設につきましては、利用料金制を導入することにより、指定管理者の創意工夫が発揮され、管理運営費の効率的な運用が一層期待できることはもとより、自主的な経営努力によって利用料金がふえれば、指定管理者の増

収というインセンティブも見込めることから、入館者数の増加が期待できるものであります。

以上のことから、当該施設の性格や実態等を考慮の上総合的に検討した結果、利用料金制を導入するとしたものであります。

なお、利用料金につきましては、指定管理者が社会経済情勢の変化や施設の利用状況等に応じて柔軟に金額の変更ができる環境を構築する必要があることから、弾力条項を設けることとし、その幅につきましては、他の利用料金制度を導入している施設を参考に 0.7 から 1.3 の間といたしました。

次に、「改正箇所」ですけれども、こちらは資料 2 の新旧対照表のほうをあわせてごらんいただければと思いますが、利用料金制の導入に当たり、利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることから、第 11 条の後に新たに第 12 条及び第 13 条を加えることとなります。まず、第 12 条において、1 つには、利用料金の納入先を指定管理者とすること。2 つには、利用料金を指定管理者の収入として収受させること。3 つ目には、特別の理由がある場合を除き、指定管理者に収受させた利用料金は還付しないこと。4 つ目には、利用料金の額を条例の定める金額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が設定すること。そして、第 13 条におきまして、特別の理由がある場合には、指定管理者が利用料金を減免することができることを定めるものであります。

以下、もともとの第 12 条を第 14 条に、第 13 条を第 15 条に改めるものであります。

「施行期日」は、令和 2 年 4 月 1 日としております。

以上、議案第 103 号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○花田明仁委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。村川委員。

○村川みどり委員 利用料金制を導入するのに当たって、310 円にする理由は何でしょうか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 入館料の資料のところの金額で、令和元年 9 月 30 日までは 300 円、令和元年 10 月 1 日以降 310 円となっている部分でしょうか。310 円というのは 10 月以降に消費税が新たに導入された場合の消費税相当の見直しでありまして、今回の御説明しております利用料金制に伴うものではありません。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 消費税が上がるかもしれないから、310 円にするということでもいいですか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 上がるかもしれないというか、上がることを前提に 310 円としております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それから、弾力条項を実施する際に、その場合の手続はどのような流れになるのでしょうか。下げるのはいいんだけど、これ以上上げる場合、例えば指定管理者がどのような手続をして上がることになるんですか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 もちろん、指定管理者のほうで裁量で、この条例を定めることによって 0.7 から 1.3 の範囲で定めることができますけれども、あくまで市長の承認を得た上ですることになりますので、上げる際には市のほうとのやりとりが必要となります。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 議会にも諮られるということでしょうか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 今回条例で定めることになりますので、その都度、議会のほうに承認を得るという行為は行わないことになると考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 それから、第 12 条と第 13 条に「特別な理由がある場合」とあるのですが、特別な理由というのはどういうことを想定していますか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 特別な理由ということですので、その都度の事例によって異なると思いますけれども、やむを得ない何らかの認められる事情等々があった際には、減免ができたりとかということになると思いますが、それは個々の事情によって判断となるものと考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 そうすれば、例えば第 12 条でいえば、特別な事情を除き、指定管理者に収受させた利用料金は還付しないことにすると。ということは、例えば、指定管理者にかなり収入が入ったとしても還付しないということ

位置づけているってことですか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 これは、指定管理者に入った総収入ということではなく、個別に利用者からいただいた使用料についての部分でありますので、多く収入があったから、少ないから、ということとは別な話であります。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 その際に、還付しないのだけれども、特別な事情がある場合は還付するということですか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 記載のとおりであります。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 その際の、特別な理由というのはどういうことを想定しているのですか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 ちょっと具体的な想定になりますけれども、前納いただいた後に、大きな災害等があつてなかなかそこが難しいとか、その逆もあると思うんですけれども、そういう特別な事情があつた際に還付ができないとか、もしくは必要であるという場合があると考えております。いずれにしても、それぞれの事例によって判断いくことになると考えております。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 第13条は減免条項ですけれども、現在は減免をやっていないということですか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事 減免をやっていないということではなく、指定管理者に行わせることを規定した部分でありますので、現在はこの料金の収入については指定管理者に任せておりませんので、市の施設として利用料金の減免というものが行われていて、指定管理者については行っておりません。

以上でございます。

○花田明仁委員長 村川委員。

○村川みどり委員 利用料金を減免することができるということですか。今現在は減免はやっていないのですか。団体、それ以外の減免もやっていないということですか。

○花田明仁委員長 教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　ここの、今追加しようとしているのは、指定管理者のほうでの、利用料金制度を導入するに当たって指定管理者に料金の収受等々を行わせるために規定するものでして、現在は、市の裁量としてやっておりますので、現行でも入館料の減免というのはやられております。これは指定管理者ができるということを新たに規定したものであります。指定管理者はできると新たに規定しますが、現在も利用する際には、減免というのは行われております。

○花田明仁委員長　村川委員。

○村川みどり委員　行われているけれども、指定管理者自身が判断して別な減免制度ができるということですか。

○花田明仁委員長　教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　市長が特別な理由と認める場合という条件が付きますけれども、そういうことになると考えております。

○花田明仁委員長　村川委員。

○村川みどり委員　わかりました。共産党は新たな市民負担増には反対なので、この提案にも反対します。

　　以上です。

○花田明仁委員長　ほかに発言はありますか。木下委員。

○木下靖委員　この利用料金制は、入館料を指定管理者の収入として入れていいですよという話だと思うんですけども、これを導入することによって例えば今までの指定管理料の算定には変化があるのですか。

○花田明仁委員長　教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　入館料がある程度見込まれますので、その分は指定管理料に影響がもちろんしてきます。

○花田明仁委員長　木下委員。

○木下靖委員　ということは、例えば平成 30 年度であれば、入館料収入が 74 万 7000 円あるんですけども、単純に考えれば、その分指定管理料を減らせる感じですね。

○花田明仁委員長　教育委員会事務局理事。

○佐々木淳教育委員会事務局理事　純粹に 74 万円ということではありませんけれども、その収入に見合った分はある程度、指定管理料から、簡単に言うと差し引かれまして、それ以上の収入が上がればインセンティブとして指定管理者のもとに行くような仕組みになっております。

○花田明仁委員長　木下委員。

○木下靖委員　わかりました。次の契約のときには、平成 30 年度の入館料収入見合い分は指定管理料から減らすけれども、その後はそういうことはないよと。指定管理者の努力次第で入館者がふえて、入館料がふえればその分は

増収につながりますよということですのでいいですね。

○**花田明仁委員長** 教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** 例えばですけれども、平成 31 年度非常に頑張っただけで多くの収入を得たので、翌年それを差し引きしてさらに指定管理料を減らすということはありません。

○**花田明仁委員長** 木下委員。

○**木下靖委員** そうでないと、指定管理者のモチベーションがもちろん高まらないし、努力しようという気も起きないので、それはもちろんそうあってほしいと思います。

先ほど、弾力条項の話がありましたけれども、入館料の額に 0.7 を乗じて得た額から、1.3 を乗じて得た額までの範囲内の額って、この 0.7 から 1.3 というのは、前後 30% の幅で入館料を上げ下げしていいよということなんでしようけれども、この幅というのは何をもとに出されたものですか。

○**花田明仁委員長** 教育委員会事務局理事。

○**佐々木淳教育委員会事務局理事** こちらの幅につきましては、先行している事例は本市にもありまして、同様に一部利用料金制を導入している施設の状態と合わせて、0.7 から 1.3 にしたものであります。

○**花田明仁委員長** ほかに発言はありませんか。なければ、質疑はこれにて終了いたします。これより採決いたします。本案については、御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第 103 号については、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**花田明仁委員長** 起立多数であります。よって、議案第 103 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)